キャッシュ・フロー計算書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）　（単位：百万円）

Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー		
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△	49,049
人件費支出	△	57,156
その他の業務支出	△	4,547
運営費交付金収入		38,016
授業料収入		7,123
入学金収入		1,188
検定料収入		298
附属病院収入		40,665
受託研究収入		12,437
共同研究収入		3,024
受託事業等収入		2,086
補助金等収入		9,763
寄附金収入		4,740
研究関連等収入		1,594
預り科学研究費補助金等の増加		263
その他収入		2,512
小計		12,962
業務活動によるキャッシュ・フロー		12,962
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△	62,138
有価証券の償還による収入		56,238
定期預金の預入による支出	△	43,725
定期預金の払戻による収入		47,845
減価償却引当特定資産の繰入による支出	△	272
有形固定資産の取得による支出	△	7,286
有形固定資産の除却による支出	△	163
無形固定資産の取得による支出	△	282
有形固定資産及び無形固定資産の売却による収入		13
施設費による収入		1,265
大学改革支援・学位授与機構への納付による支出	△	6
小計	△	8,512
利息及び配当金の受取額		274
投資活動によるキャッシュ・フロー	△	8,237
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△	1,802
国立大学法人等債償還引当特定資産の繰入による支出	△	123
小計	△	1,925
利息の支払額	△	146
財務活動によるキャッシュ・フロー	△	2,071
Ⅳ　資金に係る換算差額		0
Ⅴ　資金増加額		2,654
Ⅵ　資金期首残高		11,161
Ⅶ　資金期末残高		13,815

利益の処分に関する書類（案）

（令和８年３月31日）　（単位：百万円）

Ⅰ　当期未処分利益			1,461
当期総利益		1,461	
Ⅱ　利益処分額			
積立金		—	
国立大学法人法第35条の２において準用する独立行政法人通則法第44条第３項により文部科学大臣の承認を受けようとする額			
教育研究向上及び組織運営改善積立金	1,461	1,461	1,461

注　記　事　項

Ⅰ．重要な会計方針

国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議　令和６年２月21日改訂））及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省　日本公認会計士協会　令和６年６月13日最終改訂）（以下「国立大学法人会計基準等」という。）を適用して財務諸表等を作成しております。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用しております。

なお、文部科学省が指定する特別運営費交付金の一部、特殊要因運営費交付金及び補正予算により措置された運営費交付金については、業務達成基準又は費用進行基準を採用しております。

また、運営費交付金債務の収益化の基準（平成16年12月21日総長裁定）に基づき、一般運営費交付金のうち、事業の達成すべき成果及び達成度に対応する予算の執行計画が定められた事業であり総長が認めたものについては、業務達成基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としておりますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２～50年
構築物	２～75年
工具器具備品	２～20年
船舶	２～14年

なお、国から承継した償却資産については見積耐用年数で、受託研究等を財源として取得した償却資産については当該研究のみで使用する場合は研究期間で減価償却しておりますが、研究期間終了後も使用する予定の場合は、法定耐用年数で減価償却しております。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準　第78）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準　第85）に係る減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除しております。